

令和6年第10回

美幌町農業委員会総会議事録

令和6年1月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和6年1月25日(木) 午後1時30分から午後2時22分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(15人)

	1番	中川誓子君		2番	坂本和裕君
農地部会長	3番	梅津幸一君		4番	佃徹君
	5番	佐藤章平君		6番	木村勝彦君
	8番	鳥井隆君		9番	小泉豊和君
農地副部会長	10番	武田透君		13番	安藤良司君
	14番	鎌仲照幸君	振興副部会長	16番	山岸洋文君
	17番	酒井祐二君	振興部会長	18番	小林寿美君
会長	20番	千葉正美君			

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事	加賀屋敦君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和6年第10回 美幌町農業委員会総会
令和6年1月25日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第19号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 6	議案第36号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 7	議案第37号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について
日 程 第 8	議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 9	議案第39号	農地法第4条の規定による許可申請について
日 程 第10	協議第8号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は15名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和6年第10回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号3番 梅津委員、同じく議席番号4番 佃委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査、加賀屋主事、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案4件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号7番 中村委員、同じく議席番号11番 田村委員、同じく議席番号12番 川原委員、同じく議席番号15番 高崎委員、同じく議席番号19番 日並委員、本日、欠席の旨届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第19号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案3ページから5ページの9法人でございます。 【議案に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、報告第19号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第6、議案第36号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。
事 務 局	内容番号13号。
事 務 局	内容番号13号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について賃借人の希望により、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和3年5月26日から令和6年5月31日までの3年間、合意解約年月日は令和5年12月25日、土地引渡日は令和5年12月25日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)	
議 長	ご異議なしと認め、内容番号13号は適当と認めます。
事 務 局	内容番号14号。
事 務 局	内容番号14号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について賃貸人が他者に売買するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和3年12月22日から令和8年12月31日までの5年間、合意解約年月日は令和6年1月9日、土地引渡日は令和6年1月9日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)	
議 長	ご異議なしと認め、内容番号14号は適当と認めます。
事 務 局	内容番号15号から16号は関連がございますので一括上程致します。
事 務 局	内容番号15号と16号について一括ご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について経営移譲に伴い賃借人を変更するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、合意解約年月日は令和6年1月9日、土地の引渡年月日は令和6年1月9日でございます。内容番号15号についてご説明致します。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和5年4月17日から令和10年4月30日までの5年間でございます。内容番号16号についてご説明致します。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和3年2月26日から令和13年2月28日までの10年間でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号15号から16号は適当と認めます。
内容番号17号から18号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局

内容番号17号と18号につきまして一括ご説明致します。本件も農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について経営移譲に伴い賃借人を変更するため、合意解約するもので賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号17号についてご説明致します。賃貸人は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和3年2月26日から令和7年12月22日までの5年間、合意解約年月日は令和6年1月10日、土地引渡日は令和6年1月10日でございます。内容番号18号についてご説明致します。賃貸人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和1年12月1日から令和6年11月30日までの5年間、合意解約年月日は令和6年1月9日、土地引渡日は令和6年1月9日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号17号から18号は適当と認めます。
内容番号19号。

事 務 局

内容番号19号についてご説明致します。本件も農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について経営移譲に伴い賃借人を変更するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和2年12月23日から令和7年12月31日までの5年間、合意解約年月日は令和6年1月11日、土地引渡日は令和6年1月11日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号19号は適当と認めます。
内容番号20号。

事 務 局

内容番号20号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地について賃貸人が他者に売買するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案10ページをご覧ください。契約期間は令和5年11月26日から令和10年11月25日までの5年間、合意解約年月日は令和6年1月9日、土地引渡日は令和6年1月9日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、内容番号20号は適当と認めます。 内容番号21号。
事 務 局	内容番号21号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について経営移譲に伴い賃借人を変更するため、合意解約するものでございます。賃貸人は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案10ページをご覧ください。契約期間は令和3年1月26日から令和7年11月25日までの5年間、合意解約年月日は令和6年1月10日、土地引渡日は令和6年1月10日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号21号は適当と認めます。 議案第36号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第7、議案第37号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号64号。
事 務 局	今月の案件は全19件で内容につきましては売買が1件、農業公社の買入が3件、農業公社からの売渡が2件、農業公社からの一時貸付が5件、再貸付が2件、新規の賃貸借が1件、経営移譲に伴う借受人変更が5件となっております。 それでは内容番号64号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和6年1月26日、代金の支払期限は令和6年2月29日、利用調整日は令和5年12月4日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
9 番	内容番号64号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇で営農している〇〇さんから所有する農地を売買したいとの申し出があり、あっせん調整の結果、〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品と小豆を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号64号は適当と認めます。 内容番号65号。
事 務 局	内容番号65号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件は先の議案第36号内容番号14号で合意解約した農地で農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価

格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和6年1月26日、代金の支払期限は令和6年3月14日、利用調整日は令和6年1月16日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3 番 内容番号65号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号65号は適当と認めます。
内容番号66号。なお、内容番号66号は〇〇委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

事 務 局 内容番号66号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧ください。本件は農業公社からの早期売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和6年1月26日、代金の支払期限は令和6年3月29日、利用調整日は令和5年12月25日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

6 番 内容番号66号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りる予定でしたが、今回、本人からの申し出により、期間満了前ですが、売渡を受けるものです。〇〇さんは小麦、甜菜、豆類を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号66号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議 長 内容番号67号。

事 務 局 内容番号67号についてご説明致します。参考資料は5ページから7ページをご覧ください。本件も農業公社からの早期売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案19ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和6年1月26日、代金の支払期限は令和6年3月22日、利用調整日は令和5年12月25日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 4 番 内容番号67号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間借りる予定でしたが、今回、本人からの申し出により、期間満了前ですが、売渡を受けるものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号67号は適当と認めます。
内容番号68号。

事 務 局 内容番号68号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願ひします。本件は先の議案第36号内容番号20号で合意解約した農地で農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案19ページをご覧願ひします。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和6年1月26日、代金の支払期限は令和6年3月14日、利用調整日は令和6年1月12日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。

1 4 番 内容番号68号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号68号は適当と認めます。
内容番号69号。

事 務 局 内容番号69号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧願ひします。本件は離農に伴う農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案19ページをご覧願ひします。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和6年1月26日、代金の支払期限は令和6年3月14日、利用調整日は令和6年1月12日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。

1 4 番 内容番号69号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんから離農により、所有する農地を処分したい申し出があり、農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇に新規就農される〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号69号は適当と認めます。
 内容番号70号。

事 務 局 内容番号70号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧ください。本
 件は農業公社からの一時貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益
 財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土
 地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6
 年1月26日から令和10年11月27日までの5年間、利用調整日は令和6年1月1
 1日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進
 法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担
 当委員さんよりお願い致します。

4 番 内容番号70号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は11月
 総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りる
 ものです。〇〇さんは家族3人で小麦、玉葱を作付けし、意欲的に営農されております
 のでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。
 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号70号は適当と認めます。
 内容番号71号。

事 務 局 内容番号71号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧ください。本
 件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、
 利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は
 〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年1月26日から令和11
 年1月31日までの5年間、利用調整日は令和5年12月25日でございます。以上の
 計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件
 を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致し
 ます。

4 番 内容番号71号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は期間満
 了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇
 〇さんは家族2人で畑作のほか、肉用牛を飼育し、意欲的に営農されておりますので
 よろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。
 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号71号は適当と認めます。
 内容番号72号。

事 務 局 内容番号72号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。本
 件は先の議案第36号内容番号13号で合意解約した農地で新規の賃貸借案件ござい
 ます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇
 さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおり
 で、賃貸期間は令和6年1月26日から令和9年1月31日までの3年間、利用調整日
 は令和5年12月25日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農
 業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内
 容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

- 3 番 内容番号72号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが借受していた農地について賃貸借の解約後、〇〇さんからの申し出により、あっせんを行った結果、〇〇さんに賃貸することになったものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品とキャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。
- 議 長 ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号72号は適当と認めます。
内容番号73号。
- 事 務 局 内容番号73号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧ください。本件は農業公社からの一時貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年1月26日から令和11年11月27日までの5年間、利用調整日は令和6年1月11日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
- 3 番 内容番号73号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は11月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。
- 議 長 ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号73号は適当と認めます。
内容番号74号。
- 事 務 局 内容番号74号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧ください。本件は先の議案第36号内容番号15号と16号で合意解約した農地で経営移譲に伴う借受人の変更でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年1月26日から令和13年2月28日までの7年間、利用調整日は令和5年12月19日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
- 6 番 内容番号74号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲し、本年1月23日に〇〇さんが認定農業者になったため、借受人の変更を行うものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品、人参、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。
- 議 長 ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号74号は適当と認めます。
内容番号75号。

事務局 内容番号75号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧願います。本件は農業公社からの一時貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年1月26日から令和10年11月27日までの5年間、利用調整日は令和6年1月11日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10番 内容番号75号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は11月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で畑作四品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号75号は適当と認めます。
内容番号76号から77号は関連がございますので一括上程致します。

事務局 内容番号76号と77号について一括ご説明致します。参考資料は16ページと17ページをご覧願います。本件は先の議案第36号内容番号17号と18号で合意解約した農地で経営移譲に伴う借受人の変更でございます。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんで賃貸借料は議案記載のとおりでございます。内容番号76号についてご説明致します。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸期間は令和6年1月26日から令和7年12月22日までの2年間、利用調整日は令和6年1月12日でございます。内容番号77号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸期間は令和6年1月26日から令和6年11月30日までの1年間、利用調整日は令和5年12月28日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10番 内容番号76号と77号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲し、本年1月23日に〇〇さんが認定農業者になったため、借受人の変更を行うものです。よろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号76号から77号は適当と認めます。
内容番号78号。

事務局 内容番号78号についてご説明致します。参考資料は18ページをご覧願います。本件は先の議案第36号内容番号19号で合意解約した農地で経営移譲に伴う借受人の変更でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年1月26日から令和7年12月31日までの2年間、利用調整日は令和6年1月11日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

- 1 8 番 内容番号78号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲し、本年1月23日に〇〇さんが認定農業者になったため、借受人の変更を行うものです。〇〇さんは家族4人で畑作四品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお祈いします。
- 議 長 ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号78号は適当と認めます。
内容番号79号。
- 事 務 局 内容番号79号についてご説明致します。参考資料は19ページと20ページをご覧願います。本件は農業公社からの一時貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案20ページをご覧願います。貸貸借料は議案記載のとおりで、貸貸期間は令和6年1月26日から令和10年11月27日までの5年間、利用調整日は令和6年1月11日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお祈い致します。
- 1 4 番 内容番号79号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は11月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品、豆類を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお祈いします。
- 議 長 ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号79号は適当と認めます。
内容番号80号。
- 事 務 局 内容番号80号についてご説明致します。参考資料は21ページをご覧願います。本件は先の議案第36号内容番号21号で合意解約した農地で経営移譲に伴う借受人の変更でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案20ページをご覧願います。貸貸借料は議案記載のとおりで貸貸期間は令和6年1月26日から令和7年11月25日までの2年間、利用調整日は令和6年1月12日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお祈い致します。
- 1 4 番 内容番号80号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲し、本年1月23日に〇〇さんが認定農業者になったため、借受人の変更を行うものです。よろしくお祈いします。
- 議 長 ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号80号は適当と認めます。
内容番号81号。

事務局	<p>内容番号81号についてご説明致します。参考資料は22ページをご覧ください。本件は農業公社からの一時貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案20ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年1月26日から令和10年11月27日までの5年間、利用調整日は令和6年1月11日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
14番	<p>内容番号81号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は11月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品のほか、肉用牛を飼育し、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号81号は適当と認めます。 内容番号82号。</p>
事務局	<p>内容番号82号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇金山タケさん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年1月26日から令和16年1月31日までの10年間、利用調整日は令和5年12月17日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
14番	<p>内容番号82号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品、小豆、かぼちゃを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号82号は適当と認めます。 議案第37号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第8、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号24号。</p>
事務局	<p>内容番号24号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧ください。本件は規模縮小に伴う新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から1年間で権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料26</p>

ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

4 番

内容番号24号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが規模縮小に伴い、隣接で耕作している〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを1月10日、鳥井委員とわたしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号24号は適当と認めます。
議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第9、議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号8号。

事 務 局

内容番号8号についてご説明致します。参考資料は28ページをご覧願ひます。本件は育苗用ハウスとして使用していたものを農業用機械等の格納庫として使用するため、農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内農地でございます。転用目的は育苗用ハウスから農業用機械等の格納庫への変更、計画の概要はビニールハウスの面積が〇〇㎡となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

18 番

内容番号8号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は作付け転換により、これまで育苗用ハウスとして利用していたものを農業用機械等の格納庫として利用することとなったため、転用申請するものです。申請地は既存のビニールハウスを利用したものであることを12月22日、武田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号8号は適当と認めます。
議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第10、協議第8号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。

事 務 局

協議第8号についてご説明致します。本件は1月9日付で美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において同計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域への編入が1件、用途区分変更が1件でございます。なお、編入の案件についてはあつせん農地であり、売買の手続きの際に農用地区域内の農地でなければならないため、今回、編入の手続きをとるものでございます。それでは編入の内容番号6号につ

いてご説明致します。参考資料は3ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。用途区分変更の内容番号8号についてご説明致します。参考資料は28ページをご覧願います。本件は先の議案第39号農地法第4条許可申請の内容番号8号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は育苗用ハウスから農業用機械等の格納庫へ変更するためでございます。今後の予定ですが、本総会後に町に意見書を提出します。町は北海道に通達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、協議第8号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これもちまして第10回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後2時22分